

●国民健康保険に加入されている40～64歳の方

40～64歳の方は「介護保険第2号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

<年度の途中で40歳になられる方>

40歳の誕生日(月の初日生まれの方は前月)から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7月以降に40歳になられる方については、7月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

<年度の途中で65歳になられる方>

7月の本課税の時から誕生日の前月(月の初日生まれの方は前々月)までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※65歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

●国民健康保険税納税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が發布され、100円の督促手数料を加算して納めていただくこととなります。

また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614

土砂災害危険箇所の基礎調査を実施します

箇所によっては今回のお知らせに先行して調査を実施している場合もございますが、皆様のご協力をお願い致します。

●基礎調査実施のご案内

徳島県では、平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害から住民の生命を守るソフト対策の推進を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を行っております。

この度、土砂災害により被害を受けるおそれのある箇所の地形や地質、土地の利用状況等について、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を実施します。

調査に伴い、名札と腕章を身に付け、身分証明書を携帯した調査員が、がけ(斜面)、溪流、宅地および周辺に立ち入りをさせて頂く事があります。ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

なお、調査結果については、後日、説明会などによりお知らせする予定です。

【お問い合わせ先】

徳島県南部総合県民局(美波)工務担当 ☎ 74-7476

徳島県県土整備部砂防防災課 ☎ 088-621-2540

